

農振農用地区域の除外手続き見直しについてのお知らせ (太陽光発電設備設置に伴う農振農用地の除外)

市では、平成24年7月の再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の開始に伴い、市の独自基準である「松阪農業振興地域整備計画の計画変更に関する事務取扱基準（以下、市基準という。）」を見直し、太陽光発電設備の設置に伴う農振農用地区域の除外手続きを行ってきました。

しかしながら、国において再生可能エネルギー電気に関する法律及び指針などが整備されたことから、市基準による太陽光発電設備の設置に伴う農振農用地区域の除外を終了することとなりました。

つきましては、平成29年1月末受付分を最後に、太陽光発電設備の設置に伴う農振農用地区域の除外手続きを終了いたしますので、ご承知くださいますようお願い致します。

最終受付の締め切り

平成29年1月31日（火）

※申出書類（添付資料含む）に不備がある場合は、受付できない場合があります。期日に余裕をもって提出をお願い致します。

農振農用地の除外手続き

※太陽光発電設備設置による除外は、除外後の農地区分が2又は3種になる農地であることが条件となります。また、農地の状況や周辺環境（必要性・代替性など）によっても除外できない場合があります。

※農振農用地区域の除外手続きは、締切日（1月末、7月末）から起算し、最低6ヵ月かかりますが、協議が長引くなど場合によっては1年かかってしまうこともあります。